

品川区就学援助費支給要綱

制定	昭和54年8月6日	教育長決定	
改正	平成13年2月28日		要綱第1号
	平成20年4月1日		要綱第1号
	平成23年3月15日		要綱第2号
	平成23年4月11日		要綱第6号
	平成28年3月15日		要綱第18号
	平成30年3月19日		要綱第2号
	平成31年2月28日		要綱第3号
	令和3年1月27日		要綱第2号
	令和4年1月20日		要綱第2号
	令和5年4月3日		要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に基づき、経済的理由によって就学困難な児童および生徒（次年度に就学を予定している児童を含む。以下、「児童・生徒」という。）の保護者に対して、学用品の購入費等の就学援助費（以下、「援助費」という。）を支給し、もって義務教育を円滑に実施することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 援助費の支給対象者は、品川区に住所を有し、公立小学校、中学校または義務教育学校に在籍する児童または生徒（翌年度に在籍を予定する児童を含む。以下「児童・生徒」という。）の保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、他の制度により既に第3条の援助費目の援助を受けている者は、支給の対象外とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であって、同法第13条の規定による教育扶助を受けているもの（以下「要保護者」という。）
- (2) 別表第1に規定する認定基準により要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）
- (3) 災害による被災者等であって、生活に困窮するとして当該保護者の申請を受け、児童・生徒の在籍校の学校長が同意をしたもの。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者を前項の保護者とみなすことができる。

- (1) 生命または身体への危険を回避する等のやむを得ない理由により区内に住所を有していない児童または生徒の保護者。ただし、当該理由および現に品川区に居住していることが確認できる場合に限る。
- (2) 公立中学校の夜間学級に在籍する生徒本人

(援助対象費目)

第3条 援助費目は、次の表のとおりとする。

区 分	援 助 費 目
要保護者	修学旅行費、校外教授費、移動教室費、卒業記念アルバム費、医療費
準要保護者	修学旅行費、校外教授費、移動教室費、卒業記念アルバム費、医療費、学用品費、新入学学用品費、学校給食費、夏季施設参加費、体育実技用具費、通学費、義務教育学校標準服費（前期課程）

（援助費の支給額、支給時期等）

第4条 援助費の支給額、対象学年および支給時期は、別に教育委員会が定める。

（援助費の受給申請）

第5条 援助費の支給を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記入した就学援助申請書（第1号様式）または就学援助費（新入学学用品費）入学前受給申請書（第1号の2様式）に、世帯および所得状況の確認書類を添え、教育委員会に自ら申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号により申請を行う者にあつては、当該世帯の状況により所得額を確認する書類の提出が困難であると教育委員会が認めたときは、これを省略させることができる。

（申請の審査等）

第6条 教育委員会は、前条の受給申請があつたときは、当該申請に係る書類等により審査および調査の上、申請をした保護者（以下「申請者」という。）に対する援助費支給の可否を決定しなければならない。

2 教育委員会は、前項の審査および調査について必要な書類がある時は、所得不明通知書（第2号様式）により、申請者に対して必要な書類の提出を求めるものとする。この場合において、当該申請者（以下「所得不明者」という。）は、教育委員会の指定する期限までに、当該書類を提出しなければならない。

（申請の認定）

第7条 教育委員会は、前条の規定により申請者の援助費の受給資格を認定したときは、就学援助費認定通知書（第3号様式）により、当該受給資格者（以下「認定者」という。）に通知しなければならない。

（申請の却下）

第8条 教育委員会は、第6条の規定より、申請者の援助費の受給資格がないと認め、当該申請を却下することを決定したときは、就学援助費却下通知書（第4号様式）により、当該却下者に通知しなければならない。

2 教育委員会は、所得不明者が指定した期限までに必要書類を提出しないときは、当該申請を却下することができる。この場合において、教育委員会は、就学援助費却下通知書により、当該所得不明者による却下者に通知しなければならない。

（支給期間）

第9条 援助費は、受給申請をした日の属する月から当該月の属する年度の3月31日まで支給する。ただし、第12条の規定により認定を取り消された者にあつては、当該認

定の取消日まで支給するものとする。

(援助費の支給方法等)

第10条 援助費(医療費を除く。以下この条において同じ。)は、認定者の預金口座に直接振り込むものとする。なお、医療費は、医療機関の発行する診療報酬請求書に基づき、当該医療機関へ口座振替の方法により支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、学校長(当該認定に係る児童・生徒の在籍する学校の学校長をいう。以下同じ。)が必要と認めたときは、援助費を学校長の預金口座(以下「校長口座」という。)に振り込むものとする。

(1) 認定者が、学校納付金(義務教育を実施するため、学校長が保護者から徴収する費用をいう。以下同じ。)を滞納しているとき

(2) 第2条第1項第3号に該当する者であるとき

(3) 認定者が自ら校長口座への振込みを希望したとき

3 教育委員会は、前項の規定により校長口座に援助費を振り込むことを決定したときは、当該認定者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 学校長は、校長口座に振り込まれた援助費を当該認定者の児童・生徒に係る学校納付金に充当し、その使途について、当該認定者に通知するとともに、教育委員会に報告しなければならない。

(事情変更等の届出)

第11条 援助費の受給者は、次に掲げる事項に該当する場合は、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

(1) 保護者の住所、氏名、世帯構成、所得状況等の変更があつたとき

(2) 生活保護の開始、停止または廃止があつたとき

(3) その他援助費の受給申請書の内容に変動があつたとき

(認定の取消し)

第12条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、援助費支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する要件を欠いたとき

(2) 不正の手段により援助費の支給を受けたとき

(3) 援助費を他の用途に流用したとき

(援助費の返還)

第13条 援助費の受給者は、前条の規定による受給資格の認定の取消しまたは生活保護の開始等により過払いとなる援助費があるときは、教育委員会の指定した期限までに遅滞なくこれを返還しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和54年8月6日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

2 平成13年度に限り、品川区以外に居住している者（品川区立小・中学校に在籍している者に限る。）で、品川区以外の自治体の就学援助対象者とならないものに対しては、第2条の規定にかかわらず品川区の就学援助費の対象者とする。

3 前項の対象者とする場合の自治体の、公立小・中学校に在籍している品川区民は、その自治体の就学援助申請を優先して適用するものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

準要保護者認定基準

次のいずれかに該当する者を準要保護者とする。

- (1) 生活保護法第26条の規定により、保護の停止または廃止を受けた者
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により児童扶養手当の支給を受けている者
- (3) 前2号に該当しない者で、その属する世帯の前年合計所得が生活保護法第8条の規定に準拠して次のとおり算定した額未満である者
〔生活扶助（Ⅰ類・Ⅱ類）＋期末一時扶助＋教育扶助（基準額）〕×1.25＋教育扶助（給食費）＋住宅扶助
- (4) 国際救援センター入所の難民で、同所長から教育費に困窮するとして申請のあった者
- (5) 保護者本人または同一生計者の死亡、疾病、失業等により、申請月の属する年度の所得が前年度と比べて著しく減少し、生活に困窮していると特に教育委員会が認めた者

第1号様式 (第5条関係)

年 組
年度就学援助申請書

(口座振替依頼書兼同意書・委任状)

品川 区 長 あて
品川区教育委員会 あて

受付印



※審査のため、収入の有無にかかわらず、世帯全員(被扶養者を除き)所得の申告を必ず済ませてください。

※振込口座は、学校に届け出の学校納付金引落口座となります。

※太枠内をご記入ください。

年 月 日

就学援助費の支給を受けたいので申請します。

審査にあたり、品川区教育委員会が、私の世帯の住民基本台帳、特別区民税・都民税に関する情報ならびに生活保護および児童扶養手当の受給状況を閲覧することに同意いたします。また、認定されましたら、私に支給される就学援助費を学校納付金引落口座または今年度別途申請した口座に振り込んでください。なお、学校納付金を滞納し、教育委員会が必要と認める場合は、就学援助費の請求、受領、返納、学校納付金への充当等に関する一切の権限を、学校長を代理人と定め、委任します。

フリガナ
保護者氏名

住所	品川区	連絡先TEL
対象児童生徒氏名	学 校 名	学 年
フリガナ		
生年月日 . .		
フリガナ		
生年月日 . .		
フリガナ		
生年月日 . .		
フリガナ		
生年月日 . .		

下記の1～3に該当する方は、番号に○を付け、必要事項をご記入ください。

※2.3に該当する方は、添付書類が必要です。別紙「年度就学援助のお知らせ」見開き右部の「申請手続き」1.提出」「2.」を必ずご確認ください。

- 生活保護を受けている。
- 年1月2日以降、品川区へ転入した。()年()月転入
前住所地 ()
- 次に該当する方は、「し点」を付け、下表に該当者氏名等をご記入ください。
 遠隔地などに税法上扶養している親族がいる場合
 単身赴任で住民票を赴任先に移している場合

続柄	扶養・単身赴任者等氏名	住 所
	フリガナ	
	生年月日 . .	
	フリガナ	
	生年月日 . .	
	フリガナ	
	生年月日 . .	

受付番号	備考
入力日	



1 2 3 4 5 6 7 8

※品川区立学校にご兄弟がいる場合は、一枚に記入可能です。

第1号の2様式（第5条関係）

年度 就学援助費（新入学学用品費）入学前受給申請書

品川区長 あて
品川区教育委員会 あて

申請年月日

年

月

日

就学援助費（新入学学用品費）の入学前支給を受けたいので申請します。
支給が決定されたときには、私に支給される就学援助費を下記の口座に振り込んでください。
また、審査にあたり、品川区教育委員会が私の世帯の特別区民税・都民税に関する情報を確認することに同意いたします。

(保護者) 申請者	フリガナ		住所	品川区
	氏名			
入学予定 児童	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
連絡先	自宅	日中連絡先		

特記事項	<p>■下記の1～3に該当する方は、番号に○を付け、必要事項をご記入ください。</p> <p>1. 小中学校等に兄弟がいて、すでに 年度就学援助を受けている。</p> <p>2. 年1月2日以降、品川区へ転入した。 ()年()月転入 前住所地() ※ 年度課税証明書等合計所得額がわかる書類が必要です。添付してご提出ください。</p> <p>3. 次に該当する方は、「レ」点を付け、下表に該当者氏名等をご記入ください。 ※ 年度課税証明書等合計所得額がわかる書類が必要です。添付してご提出ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 遠隔地などに税法上扶養している親族がいる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 単身赴任で住民票を赴任先に移している場合</p>			
	扶養・単身赴任者氏名	続柄	生年月日	住所
	フリガナ		年 月 日	
	フリガナ		年 月 日	
	フリガナ		年 月 日	

振込口座

※通帳のコピー等を裏面に貼ってください。
(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義の記載部分)
インターネット銀行等で通帳が存在しない場合は、口座情報がわかるものを添付ください。

振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合							支店 店番号 ()
	口座種別・番号	普通・当座	口座番号(7ケタ)						
	口座名義 (カタカナ)								

※ゆうちょ銀行の場合、支店名は「漢数字」のもの(〇一八など)、口座番号は7ケタとなります。

入力日
受付番号

第2号様式（第6条関係）

〒

様

受付番号

年 月 日

就学援助費所得不明通知書

さきに申請のありました 年度就学援助費につきまして 年分
所得の調査をしたところ、下記の方の所得が不明でした。したがって、認否判定
ができませんので所得証明書を至急提出して下さい。

品川区教育委員会 印

記

(1) 年分所得の不明者

氏名

(2) 提出期限

年 月 日（持参して下さい）

(3) ご注意

期限内に所得証明書の提出がありません
と、所得がわからず認定できませんので、
申請却下となります。

(4) 提出書類

下記のいずれかの、所得証明書を持参して下さい。

- 年度住民税課税証明書
- 年分所得税の確定申告書（控）
— 税務署の受理印があるもの

ただし、本年1月1日に品川区居住の方で、申告が済ん
でいない場合は、区役所税務課に昨年分の所得の申告を
して下さい。

その際住民税申告書を受付けた申告受理証明を学務課
に提出した場合は、課税証明書の提出は不要です。

- ※ 生活保護を受けている場合はご連絡ください。
- ※ その他、不明な点があるときはご相談ください。

(5) 提出先

品川区教育委員会 学務課学事係 就学援助担当

※この通知書は、住民票住所・世帯主名で送付しています。

第3号様式（第7条関係）

〒

様

受付番号

年 月 日

年度 就学援助費認定通知書

さきに申請のありました就学援助費につきましては、下記のとおり認定しましたのでお知らせします。

品川区教育委員会 印

記

学校名	学年	児童生徒名

支給開始（認定）月 年 月

口座名義

振込金融機関

振込口座 / 口座番号

※上記の印字内容についてお確かめください。訂正や変更があるときは、必ずご連絡をお願いします。

第4号様式（第7条関係）

〒

様

受付番号

年 月 日

就学援助費却下通知書

さきに申請のありました就学援助費につきましては、下記のとおり却下となりましたのでお知らせします。

品川区教育委員会 印

記

学校名	学年	児童生徒名

事由： 年度品川区就学援助費の認定基準額よりも、世帯の合計所得額が超過しているため

認定基準額

円

第5号様式（第8条関係）

〒

様

受付番号	
------	--

年 月 日

就学援助費却下通知書

さきに申請のありました就学援助費につきましては、下記のとおり却下となりましたのでお知らせします。

品川区教育員会 印

記

学校名	学年	児童生徒名

事由：世帯の合計所得額が不明のため

認定基準額	
-------	--

円